

---

# 『法律家出張相談』について

(ビル陰共聴施設に関する法律専門家による相談事業の拡充)

2010年6月

総務省 テレビ受信者支援センター(デジサポ)

- 概要
- 位置づけ
- 法律家出張相談の流れ
- 活用例

# 概要



## 1 目的

従来の相談業務に加え、必要に応じ、法律専門家(弁護士)が受信障害対策共聴施設の受信者、施設管理者等が開催する会合等の場に出向き、相談・助言や、関連通達の趣旨等の情報提供を行うことでデジタル化対応の当事者間協議の進展をより一層促します。

## 2 法律家出張相談を行うケース

受信障害対策共聴施設の地上デジタル放送への対応に当たって、受信者、施設管理者、受信障害の原因と考えられる高層建築物等の所有者、管理者等が比較的多数(概ね5人以上)で、デジタル化方策等の意思決定を行う上で開催する会合、説明会等にて法律家の助言や情報提供を求めるケース

- 施設管理者、高層建築物等の所有者、管理者 ⇒ 理事会、理事会に準ずる委員会、総会、受信者向け説明会 等
- 受信者 ⇒ 町内会、自治会、共聴組合会合、デジサポ主催の説明会 等

## 3 受付開始日

全国のデジサポにおいて、平成22年6月14日から受付を開始いたします。(平日9:00~21:00、土・日・祝日9:00~18:00)  
東京都、愛知県及び大阪府のデジサポについては、先行して平成22年4月28日(水)から受付しています。

## 4 申請書の提出期限(必着)

平成23年3月10日 ただし相談実施日(会合の日時)は平成23年3月15日までとします。  
(予算の範囲内で実施するため、上記期間中であっても申請受付を終了することがあります。)

## 5 申請先及び問い合わせ先

各地のデジサポに申請及びお問い合わせください。  
なお、各デジサポの連絡先一覧は以下のホームページをご覧ください。  
<http://digisuppo.jp/index.php/news/detail/332/>

## 6 実施方法

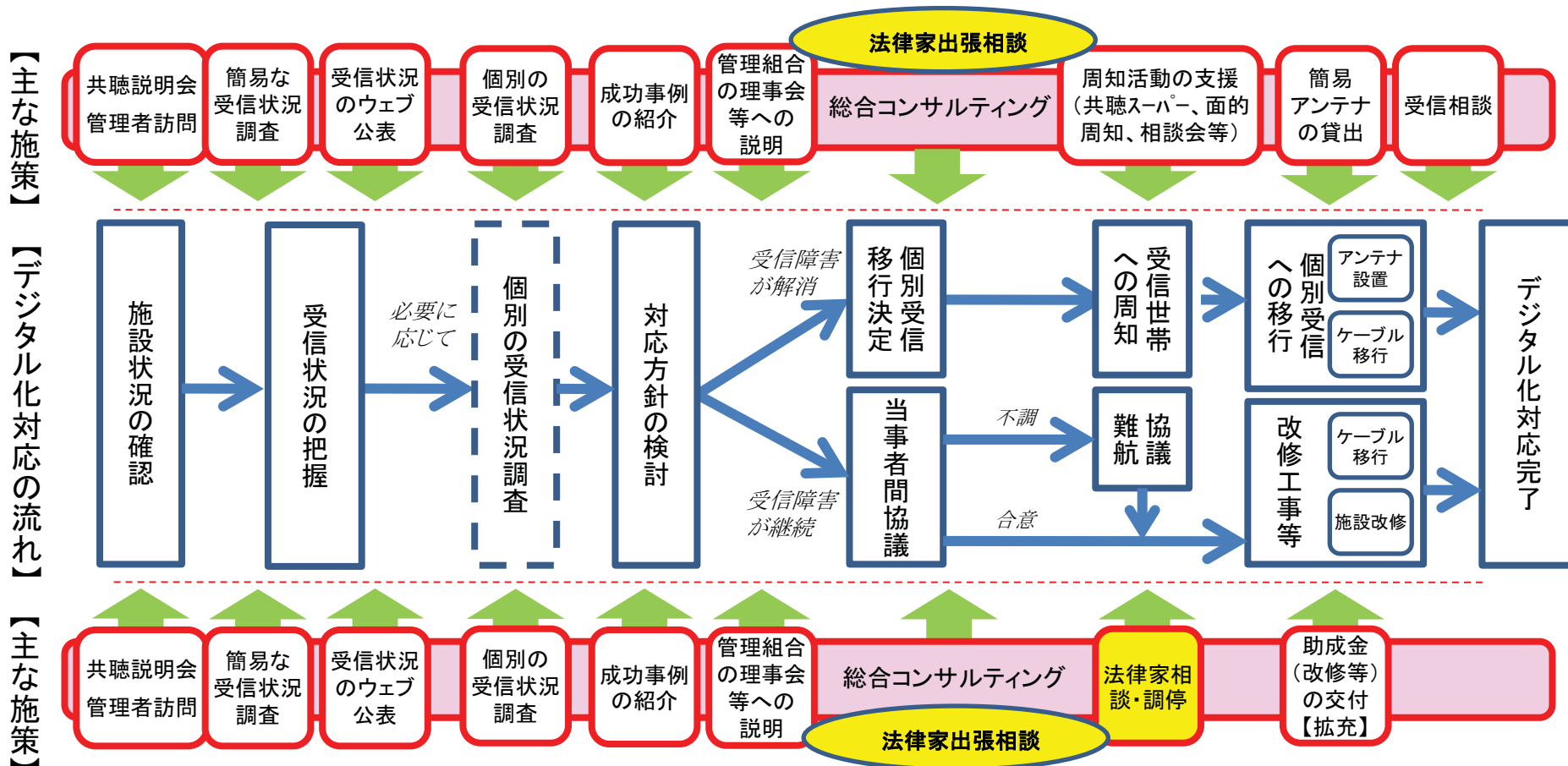
原則として、1名の弁護士が上記会合等にデジサポ要員とともに outgoing、対応いたします。

## 7 法律専門家による出張相談に係る費用

手続き運営および相談員の報酬はデジサポが負担し、申請人の利用は無料です。

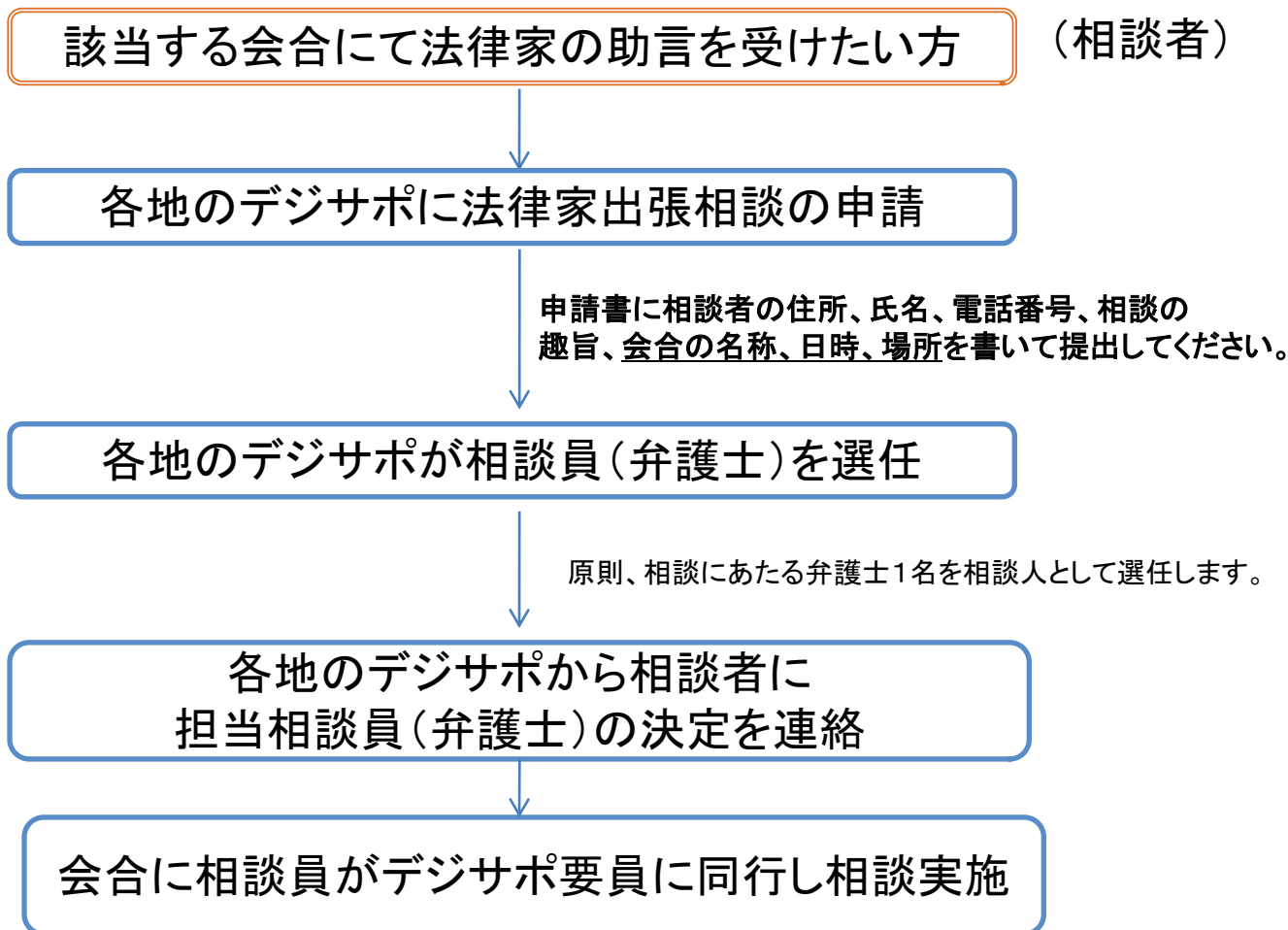
# 位置づけ

受信障害対策共聴施設のデジタル化支援の1つとして、相談者が紛争を自主的に解決できるよう、法律専門家による相談助言を行っています。  
 「法律家出張相談」はその相談業務を拡充するものであり、共聴施設の受信者、施設管理者等が開催する会合等の場に出向き、相談助言・情報提供を行うことで当事者間協議を促進するものです。



# 法律家出張相談の流れ

- 基本的な流れは現行「法律家相談」に同じ



# 活用例

- 定例の会合等（理事会・総会・町内会・自治会・デジサポ説明会等）・受信障害対策共聴施設に係るデジタル化対応について議論する場に法律家を招き（1回～複数回）、助言を受けながらデジタル化に向けた話し合いの準備を行う。（①②③）
- 双方出席の当事者間会合等では、中立的立場の法律家より、当事者間協議の進め方や関係通達の趣旨等の説明を受け、会合を円滑に進める。（④）

